

(仮称) 三森峠風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 2 9 年 5 月

日本風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 29 年 3 月 7 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 29 年 3 月 7 日（火）付 福島民報

※平成 29 年 3 月 19 日（日）、24 日（金）、25 日（土）、26 日（日）に開催する説明会
についての公告を含む

- ・平成 29 年 3 月 7 日（火）付 福島民友

※平成 29 年 3 月 19 日（日）、24 日（金）、25 日（土）、26 日（日）に開催する説明会
についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

平成 29 年 3 月 7 日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙 2-1 参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-19.html>

- ・須賀川市のウェブサイト（別紙 2-2 参照）

<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/3967.htm>

- ・猪苗代町のウェブサイト（別紙 2-3 参照）

<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/>

- ・会津若松市のウェブサイト（別紙 2-4 参照）

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙 2-5 参照）

<http://www.jwd.co.jp/sanmoritouge>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 11 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・ 郡山市役所生活環境課
福島県郡山市朝日一丁目 23-7
- ・ 郡山市三穂田行政センター
福島県郡山市三穂田町富岡字鹿ノ崎 11-1
- ・ 郡山市逢瀬行政センター
福島県郡山市逢瀬町多田野字南原 3
- ・ 郡山市湖南行政センター
福島県郡山市湖南町福良字家老 9381-2
- ・ 須賀川市役所仮設庁舎環境課
福島県須賀川市牛袋町 12
- ・ 須賀川市岩瀬市民サービスセンター
福島県須賀川市柱田字中地前 22
- ・ 須賀川市長沼市民サービスセンター
福島県須賀川市長沼字金町 85
- ・ 会津若松市役所環境生活課
福島県会津若松市東栄町 3 番 46 号
- ・ 会津若松市湊市民センター
福島県会津若松市湊町大字共和字西田面 50
- ・ 猪苗代町役場二階企画財務課
福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 日本風力開発株式会社 ウェブサイト
<http://www.jwd.co.jp/sanmoritouge>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 29 年 3 月 7 日（火）から平成 29 年 4 月 6 日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：8:30～17:15

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 5 件であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課 2 名

郡山市役所生活環境課 1 名

郡山市三穂田行政センター 1 名

郡山市湖南行政センター 1 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 310 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日：平成29年3月19日（日）
- ・ 開催場所及び時間：
13:30～15:00 須賀川市岩瀬農村環境改善センター（福島県須賀川市柱田中地前22）
来場者数：9名

- ・ 開催日：平成29年3月24日（金）
- ・ 開催場所及び時間：
18:30～20:00 会津若松市湊公民館（福島県会津若松市湊町共和字西田面45）
来場者数：2名

- ・ 開催日：平成29年3月25日（土）
- ・ 開催場所及び時間：
13:30～15:00 郡山市三穂田ふれあいセンター（福島県郡山市三穂田町富岡字鹿ノ崎11-1）
来場者数：13名

- ・ 開催日：平成29年3月25日（土）
- ・ 開催場所及び時間：
18:30～20:00 郡山市逢瀬コミュニティセンター（福島県郡山市逢瀬町多田野字南原3）
来場者数：3名

- ・ 開催日：平成29年3月26日（日）
- ・ 開催場所及び時間：
13:30～15:00 猪苗代町体験交流館「学びいな」（福島県耶麻郡猪苗代町鶴田141-1）
来場者数：0名

- ・ 開催日：平成 29 年 3 月 26 日（日）
- ・ 開催場所及び時間：
18:30～20:00 郡山市湖南コミュニティセンター（福島県郡山市湖南町舟津字舟津
852）
来場者数：3 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 29 年 3 月 7 日（火）から平成 29 年 4 月 20 日（木）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙 3 参照）
- ②日本風力開発株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

4 名の方から合計で 30 件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解（1）

＜動物（3件）＞

埼玉県さいたま市 A 氏

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
1	1. コウモリ類の専門家に意見を聞くこと 風力発電アセスメントにおいて最も重要な分類群（コウモリ類および鳥類）についてのヒアリングが行われていない。鳥類に比べてコウモリ類の研究者は少ないため、地域を問わず専門的知識と経験（論文等を多数執筆している）のある研究者に意見を聞くべきである。	地域を問わず専門的知識を有している有識者にヒアリングを実施しております。
2	2. バットディテクター調査による任意調査について 任意調査は風力発電機建設予定場所を必ず調査すること。入感場所の位置と時刻も記録すること。調査範囲周辺等に調査の重点は置かないこと。	任意調査については、調査時の安全面にも配慮しながら実施いたします。「調査の重点」としては対象事業実施区域及びその周囲のコウモリ相を把握することとしておりますため、基本的には対象事業実施区域及びその周囲を対象に調査を行います。風力発電機設置位置の全ての箇所について調査を実施する予定ではありませんが、調査地点は対象事業実施区域及びその周囲全体を把握できるような代表的な地点を選定しております。確認位置及び時刻などについても記録します。
3	3. 高度別飛翔状況調査について 風況観測塔に設置するマイク向は30mから下方向および50mから上方45度方向の2本で十分である。また、樹木等を利用する場合のマイク向は、樹幹より上方の空間のみで十分である。その代わりに、それぞれ2地点以上、活動期（5月から11月）の7ヵ月間において連続録音を行うこと。	現地調査においては風況観測塔や樹木を利用して高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能なバットディテクターの設置を検討しております。風況観測塔へは3箇所に設置し、樹木を利用する場合は2箇所へバットディテクターの設置を予定しております。また、活動期に配慮して調査を実施します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解（2）

<動物（17件）、その他（1件）>

神奈川県川崎市 B 氏

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
4	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年 1 頭と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	コウモリ類についても、生態系において重要な役割の一旦をになっていると認識しております。ただし、国内におけるコウモリ類の生態特性はまだ未解明の部分が多く、風力発電事業による影響も知見がほとんど得られていない状況であるとも認識しております。現地調査においては十分な調査を行って、生息状況の把握に努めます。その結果により、バットストライク等に関しても必要に応じ有識者の意見を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。
5	■コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大型哺乳類など他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。	地域を問わず専門的知識を有している有識者に調査方法についてヒアリングを実施しております。また、現地調査においてはバットディテクターによる調査、福島県環境影響評価審議会において提案されたサーチライトによる調査など、効果的な調査機器、手法を用いて影響予測を行います。その結果により、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。
6	■コウモリ類の調査について コウモリ相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、「コウモリ類の専門家」の指導のもと、調査の重点化を行うべきではないのか。	
7	■バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内で行われている一般的な調査手法である。	
8	■バットディテクターの機種について ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用するべきではないのか。	現地調査においては風況観測塔や樹木を利用して高高度のコウモリ類を把握するため自動録音が可能なバットディテクターの設置を検討します。使用機器については Pettersson 社の D500X 及び D1000X も用いて調査を行います。踏査時におけるコウモリ類の存在確認等、調査の目的に応じてヘテロダイン方式のバットディテクターも併用いたします。音声解析は研究分野としてまだ未解明の部分が多いことから確実な同定はできないものと認識しております。可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。
9	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。	
10	■コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起るので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	自動録音調査と捕獲調査の調査日については、可能な限り重ならないように努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解（2） つづき

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
11	■コウモリの捕獲調査について - コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきではないのか。 6月下旬ー7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 - ハーブトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ（ヤマコウモリやヒナコウモリなど）を捕獲できない。カスミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も併用するべきであろう。 - 捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。 - 捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。	- 地域を問わず専門的知識を有している有識者にヒアリングを実施しております。コウモリ類の捕獲については、所轄機関より許可を得て適切に実施いたします。 - 国内におけるコウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く、出産哺育期を避けることは極めて困難であると認識しております。捕獲調査においては、可能な範囲で見回りの頻度を増やすなど、適切に対応します。 - 本事業では、設置する場所の状況や設置面積に応じて、ハーブトラップとカスミ網を併用して調査を実施します。 - 捕獲個体については、麻酔を使用せずに、種名、性別、外部計測を行って速やかに放獣します。 - ハーブトラップにつきましては、可能な範囲で見回りの頻度を増やすなど、適切に対応します。
12	■コウモリ類の保全措置について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。コウモリを保全するため、風力発電機は樹林から 200m 以上離すべきではないのか？	国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。今後の現地調査の結果に基づいて、有識者の意見も踏まえ、影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。
13	■コウモリ類の保全措置について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？ なお「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。	風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていたことは認識しております。 今後実施する現地調査により、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。
14	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているのか？ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。 仮に「ライトアップをしないこと」をコウモリの保全措置としてあげるならば、「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減した」という事例があるのか述べよ。	「ライトアップをしない」といったことにより、直接的な効果としてバットストライクが低減されたという事例は把握しておりません。昆虫類の誘引は風力発電機の塗色にも関係している可能性もある一方、コウモリ類は人工構造物にコロニーを形成する場合があります。コウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く、国内におけるバットストライクの発生メカニズムについても明らかになっていないと認識しております。今後の現地調査の結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討を行います。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解（2） つづき

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
15	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。 現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全措置について十分な知識のある「コウモリ類の専門家」に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。	風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。 今後実施する現地調査により、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行つて、保全措置の検討を行います。 また、コウモリ類を含め動物に関し幅広い学識を有する方にヒアリングを実施いたします。
16	■P285 バッドディテクターによる調査について バッドディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よつて準備書には使用するバッドディテクターの探知距離を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バッドディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	現地調査においては風況観測塔や樹木を利用して高高度のコウモリ類を把握するため自動録音可能なバッドディテクターの設置を検討しております。 なお、バッドディテクターの探知距離については、キャリブレーターを用いて任意では把握しています。 また、バッドディテクターによる任意の調査地点については、可能な限り多様な環境を対象として調査し、調査時の安全面を確保しながら調査を実施することを予定しています。風力発電機設置位置の全ての箇所について調査を実施する予定ではありませんが、調査地点は対象事業実施区域及びその周囲全体を把握できるような代表的な地点を選定しております。
17	■P289 バッドディテクターによる調査地点について バッドディテクターによる調査地点の記載がない。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（23箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査すべきではないのか。	1 地点につき 1 回の調査においては、日没から日の出までの時間帯に設定し、少なくとも 1 週間程度の連続したデータを取得することとしております。ただし、出現状況によりデータの記憶量が変化することや気象状況等により、設置期間についても増減することから調査時間は記載しておりませんでした。
18	■P283 高度別飛翔状況調査の調査日数について 高度別飛翔状況調査の調査期間及び調査時間の記載がない。「コウモリ利用頻度」を調査するつもりならば自動録音機能付きのバッドディテクターを使用して、長期間の録音をするべきではないのか。	

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解（2） つづき

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
19	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖率は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを低減する効果は科学的に確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反するのではないか。	今後実施する現地調査により、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行つて、保全措置の検討を行います。 風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。また、「ライトアップをしない」といったことにより、直接的な効果としてバットストライクが低減されたという事例は把握しておりません。昆虫類の誘引は風力発電機の塗色にも関係している可能性もある一方、コウモリ類は人工構造物にコロニーを形成する場合があります。コウモリ類の生態特性は未解明な部分が多く、国内におけるバットストライクの発生メカニズムについても明らかになっていないと認識しております。今後の現地調査の結果に基づいて、有識者の意見も踏まえた上で影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行つて、保全措置の検討を行います。
20	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと、『カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、環境保全措置、つまり「カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをする」ことを「事後調査の後」まで先延ばしせず、即実施するべきではないのか？ なお「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	
21	■意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のように E メールや専用フォームで意見を受け付けないのか？専用フォームならウィルスの心配も少ないだろう。	意見書の受付方法については、当社における情報セキュリティの観点から E メール等による受付は行わないこととしました。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解（3）

<事業全般（1件）>

福島県福島市 C 氏

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
22	1. 本事業予定（風車設置予定）箇所は全域が国有林であり、且つ、「緑の回廊」の指定を受けています。さらには、保安林（保健保安林、土砂流失防備保安林、干害防備保安林）も含まれ、景観維持と防災面において極めて重要な地域であります。また、高齢級の天然林が随所に残存することから、大型野生鳥獣の生息地、移動空間としても森林保護を最優先することが必要であります。加えて、郡山市西部地域の景観形成上、影響が甚大であり、改めて、計画の中止を強く求めます。なお、私は「日光・吾妻山地緑の回廊」設定に際し、設定委員として関わったことを申し添えます。	景観維持の観点については現地調査を行った上で、防災面の観点については関係機関との協議を行った上で、影響が低減されるよう事業計画を検討して参ります。 また、「緑の回廊」の指定を受ける地域については、動植物の生息・生育環境のまともりの場であることから、今後の現地調査により動植物の生息・生育状況を把握し、有識者の意見も踏まえて影響予測を行った上で保全措置の検討を行い、環境影響が回避又は低減される事業計画を検討して参ります。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解（4）

＜低周波音（1件）動物（3件）、景観（1件）その他（3件）＞

福島県郡山市 D 氏

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
23	1. 環境省「環境アセスメント手続き」で示されている配慮書段階での一般からの意見聴取説明会が行われなかったことは住民軽視の最たるものであり看過できない。	配慮書については、環境影響評価法第3条の7及び発電所アセス省令第13条において一般の意見の聴取について記載されておりますが、説明会については規定されているものではありません。また、配慮書段階は事業計画が未成熟であるため、ある程度事業計画が形になってきた方法書の段階で説明会を実施した方が良いと考えました。決して地元住民を軽視した訳ではありません。
24	2. 低周波音被害について 環境省水・大気環境局大気生活環境室は、これまで実施した調査結果を踏まえ、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」により詳細な調査・解析を行い、実態の解明に努めていくとしている。 低周波音による人体への影響・被害は、全国各地で発生しており、安全性が確立されていない。本事業計画の山麓地帯には多数の住民集落が存在しており低周波音被害が十分予見されるため、本事業計画の場所への風力発電設置は不適である。	ご意見において記載頂いた「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」等を踏まえた最新の知見（「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、平成28年））が環境省より公開されています。 これによると、「風車騒音は20Hz以下の超低周波音の問題ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題としてとらえるべきものであり、A特性音圧レベルでの評価を基本とすることが適当である。」と記載されています。また、諸外国における知見では、風力発電所周辺地域において感覚閾値を大きく下回ることが示されており、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見が確認されていません。 本事業においては、住居までの最短距離が約2.0km離れていることから、予測値は感覚閾値を下回る結果になるものと考えております。 しかしながら、景観が損なわれること等による「わずらわしさ（アノイアンス）」が変化する等の研究が報告されていることから、音圧レベルが感覚閾値を下回っていることのみを根拠に、一方的に事業を進めることはできないと考えています。 事業の説明会等の機会を通して、地域の皆様のご意見を賜り、事業についてのご理解を得ながら進めていきたいと考えております。
25	3. 野生動物の活動圏の変化による被害 山岳稜線への風力発電設置・稼働に伴い、一帯山林に棲息する熊や猪などの野生動物の活動圏が山麓平野の農地や集落に移動することが予見される。 現在でも、これら動物による農作物や人身への被害が深刻になっており、風力発電設置により更に被害が拡大することが懸念される。	風力発電機設置・稼働時におけるクマやイノシシ等の行動圏への影響は研究報告がありません。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解（４） つづき

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
26	4. 自然環境と景観の保全 本件事業計画地の山岳・森林一帯が、「福島県緑地環境保全地域」も存在する「郡山市の奥座敷」と言われる豊かな自然の宝庫である。こうした貴重な自然を抱える郡山市は、「水と緑がきらめく未来都市郡山」として国土交通省から「水の郷百選」として認定されている。本件事業による森林伐採、建設資材搬入路設置工事に伴う地形破損などの自然破壊と豪雨等による下流域への土砂流出や水害が懸念される。 また、風力発電風車の設置によって郡山市民が仰ぎ見るふるさとの西山風景や景観が損なわれる。 さらに、こうした大規模な自然破壊工事に伴い、将来豪雨などによる土砂崩れ等が予想され、下流域への土砂の流出や水害の発生が懸念される。	郡山市が「水と緑がきらめく未来都市郡山」として国土交通省から「水の郷百選」として認定されていることは、承知しております。 このような自然環境の中での風力発電計画に伴う造成計画については、極力狭くするよう配慮するとともに、専門家に相談し、下流域への土砂流出や水害が起こらないように配慮いたします（方法書 P17～18 記載）。 景観については現状を把握した上でモニタージュ等を作成し、影響を軽減するように検討してまいります。
27	5. 絶滅危惧種や希少種など貴重な生物の生息地破壊 本件事業計画地域一帯は、国や福島県のレッドデータブックに指定されている絶滅危惧種や準絶滅危惧種、希少種など貴重な野生動植物や鳥類、淡水魚類、などの棲息（生息）地である。 本件事業計画の実施によって、保護すべき野生動植物などへの取り返しのつかない被害が発生する。	配慮書段階の文献調査により地域の特性を整理し、ご指摘の状況については認識しております。今後の現地調査の結果や有識者のご意見も踏まえて影響予測を行います。その結果、重要種への影響が懸念されると予測された場合には、様々な観点から保全措置の検討を行います。
28	6. バードストライクの懸念 本件事業計画一帯は、渡り鳥など野鳥の往来路になっており、バードストライクによる野鳥の被害が懸念される。	今後の現地調査の結果や有識者のご意見も踏まえて影響予測を行います。その結果、渡り鳥の移動経路への影響が懸念されると予測された場合には、様々な観点から保全措置の検討を行います。
29	7. 耐用年数経過による発電稼働停止後の発電設備撤去について 発電稼働停止後の発電施設撤去費用は莫大である。日本風力開発株式会社が撤去責任を負い履行することは当然であるが、その責任を担保する確証は何か。	風力発電事業廃止後の撤去については、事業終了時に撤去及び処分費用を確実に確保するため、事業期間中に継続的に積み立てることによって対応いたします。
30	8. 平成 29 年 3 月 25 日開催の郡山市三穂田町ふれあいセンター住民説明会で、A 株式会社日本風力開発本部立地開発部・部付部長が確約した①地元住民の要請に応じ今後も随時説明会を開催する。②事業実施の見通しが立った場合は、地元住民との合意に基づく協定書を締結する。の 2 項目については誠実に履行すること。（文中の A は個人名であるため示していない。）	当社は事業実施に向け、今後も必要に応じ随時説明会を開催し、地域の皆様のご理解を得るよういたします。また、事業実施の見通しが得られた場合は、過日の説明会で説明した通り、地元町内会または市役所等と協定書を締結し、事業期間中の不測の事態に対応するよういたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

「環境影響評価法」に基づき、「仮称三森峠風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧致します。

一、事業者の名称
日本風力開発株式会社
代表取締役 塚脇 正幸
主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋一丁目四番十四号
二、対象事業の名称
仮称三森峠風力発電事業
種類
風力(陸上)
三、対象事業実施区域
規模
発電設備出力 最大六万九千ワット
福島県郡山市と須賀川市の行政界付近の稜線上
四、環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲
福島県郡山市、須賀川市、会津若松市、耶麻郡猪苗代町
福島県生活環境部環境共生課
郡山市役所生活環境課
郡山市役所行政センター
郡山市三穂田行政センター
郡山市湖南行政センター
須賀川市役所仮設庁舎環境課
須賀川市若瀬市民サービスセンター
須賀川市長沼市民サービスセンター
会津若松市役所環境生活課
会津若松市湊市民センター
猪苗代町役場二階企画財務課
平成二十九年三月七日(火)から
平成二十九年四月六日(木)まで
各日八時三十分から十七時十五分まで
(土・日・祝祭日を除く)

五、縦覧の場所 時間
期間
平成二十九年四月六日(木)十七時三十分まで
平成二十九年四月七日(火)八時三十分から
<http://www.jwd.co.jp/samotouge>
(土・日・祝祭日を除く)

六、意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちのものを記入
方は、書面に住所氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入
のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、
平成二十九年四月二十日(木)までに左記の問い合せ先へ
ご郵送ください(金日消印有効)。

七、住民説明会の開催日時及び場所 (各回一時間三十分程度)

一、開催日時 三月十九日(日)十三時三十分から
須賀川市若瀬農村環境改善センター(若瀬公民館多目的
ホール)須賀川市柱田中地前二丁

二、開催日時 三月二十四日(金)十八時三十分から 会津若
松市湊公民館会議室(会津若松市湊町共和寺西田面四十五
三、開催日時 三月二十五日(土)十三時三十分から
郡山市三穂田ふれあいセンター研修室(郡山市三穂田町
富岡字鹿ノ崎十一)

四、開催日時 三月二十五日(土)十八時三十分から
郡山市達瀬コミュニティセンター(達瀬公民館)大集会室
郡山市達瀬町多田野字南原三

五、開催日時 三月二十六日(日)十三時三十分から
猪苗代町体験交流館 学びのな 研修室A(耶麻郡猪苗代
町鶴田一四一)

六、開催日時 三月二十六日(日)十八時三十分から
郡山市湖南コミュニティセンター(月形連絡所)会議室
郡山市湖南町舟津字丹津八五二

八、問い合わせ先 日本風力開発株式会社
〒一〇五〇〇〇〇 東京都港区西新橋一丁目四番十四号
電話〇三(五九)七四八(担当)酒井 牧山
(土・日・祝祭日を除く)九時三十分から十七時三十分まで

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

福島県 Fukushima Prefecture
ふくしまの はじめよう。 Foreign language サイトマップ

文字の大きさ 拡大 標準 小さくする | 検索 Google Custom Search

編纂でさがす カレンダーでさがす

<から環境 震災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 施設情報

最新情報 ニュース 知事ですぐ >から環境>自然・環境>環境保全計画>環境影響評価実施案件>(仮称)三森村風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称)三森村風力発電事業

(更新情報)

平成29年3月7日(火)環境影響評価方法書が公表・視察開始されました。

事業の名称	(仮称)三森村風力発電事業		
事業者	日本風力開発株式会社		
事業の種類	風力発電所設置事業		
事業の実施区域	郡山市及び須賀川市の行政界付近の陸域上		
事業の規模	出力	最大90,000キロワット	
配慮書	視察期間	平成28年10月13日(木)～平成28年11月11日(金)	
	視察場所	福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役所生活環境課、郡山市港南行政センター、郡山市湖町行政センター、須賀川市役所役所庁舎環境課、須賀川市若柳市民サービスセンター、須賀川市長沼市民センター、会津若松市役所環境生活課、会津若松市湊市民センター、猪苗代町役場二階企画財政課	
	意見書提出期間	平成28年10月13日(木)～平成28年11月11日(金)	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	平成28年11月7日(月) 平成28年12月23日(金)
	知事意見	通知日	平成28年12月28日(火) 本文(PDFファイル/215KB)
方法書	公告日	平成29年3月7日(火)	
	視察期間	平成29年3月7日(火)～平成29年4月6日(木)	
	意見書提出期間	平成29年3月7日(火)～平成29年4月20日(木)	
	視察場所	福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役所生活環境課、郡山市三穂田行政センター、郡山市港南行政センター、郡山市湖町行政センター、須賀川市役所役所庁舎環境課、須賀川市若柳市民サービスセンター、須賀川市長沼市民センター、会津若松市役所環境生活課、会津若松市湊市民センター、猪苗代町役場二階企画財政課	
	説明会の開催	1. 平成29年3月19日(日)13時30分から 須賀川市若柳農村環境改善センター 2. 平成29年3月24日(金)18時から 会津若松市湊公民館会議室 3. 平成29年3月25日(土)13時30分より 郡山市三穂田ふれあいセンター研修室 4. 平成29年3月26日(日)18時から 郡山市港南コミュニティセンター 5. 平成29年3月26日(日)13時30分から 猪苗代町体験交流館「あひろ」研修室A 6. 平成29年3月26日(日)18時から 郡山市湖町コミュニティセンター	

福島県環境影響評価条例に基づく案件

- 28. 相馬伊達半島風力発電所整備事業
- 37. (仮称)白河市大住地区太陽光発電所建設事業
- 36. 渡辺農地分譲第3期計画
- 35. (仮称)エアウォーター小国谷バイパス発電事業
- 34. 福島県郡山市沢穴山ダゾーラー発電所

[環境影響評価法に基づく案件の一覧を見る](#)

環境影響評価法に基づく案件

- 23. (仮称)馬場山風力発電事業
- 22. (仮称)山門本館山風力発電事業
- 21. (仮称)須賀川市王山風力発電事業
- 20. (仮称)須賀川市山崎風力発電事業
- 19. (仮称)三森村風力発電事業

[環境影響評価法に基づく案件の一覧を見る](#)

復興特区法における環境影響評価手続の特例に基づく案件

- 1. 常磐線(須賀川～須賀田)復旧事業

福島県特定環境影響評価実施指針に基づく案件

- 3. 福島県産産物生産加工施設等事業
- 2. (仮称)野馬場の重慶風力発電事業
- 1. (仮称)万葉の重慶風力発電事業

(須賀川市のウェブサイト)



須賀川市

Sukagawa City

[Foreign Languages](#)
[音声読み上げ](#)
[色の変更](#)
[文字を大きく](#)
[拡大方法の説明](#)

[サイトマップ](#)
[サイトの使い方](#)

[ホーム](#)
[暮らし・手続き](#)
[イベント・行事](#)
[事業者の方へ](#)
[行政について](#)
[観光情報はこちら](#)

[ホーム](#)
[暮らし・手続き](#)
[ごみ・リサイクル](#)
[環境保全](#)
[市からのお知らせ](#)
[\(仮称\)三森峠風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について](#)

市からのお知らせ

- 須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助事業について
- 新エネルギービジョン
- PM2.5(微小粒子状物質)濃度の測定結果について
- ごみの野外焼却は禁止です
- 公害
- スズメバチ等にご注意ください
- 所有地の除草を行い適正に管理してください
- アメシロ(アメリカシロヒトリ)の駆除について
- (仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

環境保全

- 市からのお知らせ
- 自治体独自の取り組み、イベントなど
- 計画、命令など
- 規制など

(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

ツイート いいね 0

最終更新日2017年3月7日

1. 事業者の名称

日本風力開発株式会社 代表取締役 塚脇 正幸
東京都港区西新橋一丁目4番14号

2. 事業の概要

(1) 種類: 風力発電所設置事業 (2) 規模: 風力発電所出力 最大69,000kw

3. 事業実施想定区域

福島県郡山市・須賀川市

4. 環境影響を受ける範囲であると想定される地域

岩瀬地域 守屋 梅田

5. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所: 須賀川市仮設庁舎1階 環境課窓口
長沼市民サービスセンター、岩瀬市民サービスセンター
(2) 縦覧期間: 平成29年3月7日(火曜日)～平成29年4月6日(木曜日)
意見書箱は、縦覧開始日から平成29年4月20日(木曜日)まで設置
(3) 縦覧時間: 土日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
(4) 電子縦覧: <http://www.jwd.co.jp/sanmontouge>

6. 意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・対象とする方法書の名称、ご意見を記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、平成29年4月20日(木曜日)までに下記の問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印有効)

7. 問い合わせ先

日本風力開発株式会社
〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4番14号
TEL: 03-3519-7481 担当 酒井

お問い合わせ先

生活環境部 環境課
所在地/〒962-0054 須賀川市牛久保町12 文化センター駐車場敷地内(市役所仮設庁舎 南棟1階)
電話番号/0248-88-9130 FAX/0248-73-4160

[ページの先頭へ戻る](#)



須賀川市役所

プライバシーポリシー | 免責事項・著作権 | リンクについて | サイトの使い方 | サイトの考え方 | お問い合わせ

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 電話 0248-75-1111(代表)

【東日本大震災により、市役所本庁舎が被災し、本庁行政機能を各施設に分散し業務をおこなっています。お越しの際は各課所在地をご確認ください。】

Copyright (C) Sukagawa City. All Rights Reserved.

(猪苗代町のウェブサイト)

猪苗代町

観光情報

[ホーム](#)
[総合案内](#)
[市民の方](#)
[事業者の方](#)
[各課のページ](#)
[アクセス](#)

[ホーム](#)
[各課のページ](#)
[企画財団課](#)
[企画財団課](#)

最終更新日: 2013年03月07日
企画財団課企画課担当

「(仮称)三喜崎風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧及び説明会開催のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)三喜崎風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧いたします。
また、事業及び方法書の内容についての説明会を以下のとおり開催いたします。

福島県郡山市及び津賀川町において、日本風力開発株式会社が開いている風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧いたします。また、事業及び方法書の内容についての説明会を以下のとおり開催いたします。

- 事業者の名称**
日本風力開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 正幸
事務所所在地 東京都港区西新橋一丁目四番十四号
- 対象事業の名称**
(仮称)三喜崎風力発電事業
- 事業実施想定区域**
福島県郡山市と津賀川町の行政界付近の陸域上
- 縦覧書類**
(仮称)三喜崎風力発電事業 環境影響評価方法書
- 縦覧場所**
猪苗代町役場 2階 企画財団課
※土・日・祝日も休館7時
- 縦覧期間**
平成29年3月7日(火)～平成29年4月6日(木)
※電子縦覧ホームページ(<http://www.jed.co.jp/sanmorikouge>)
- 意見書の受付**
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見を記入の上、締切日までに意見書箱にご郵送願います。以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。
※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。
締切日:平成29年4月20日(木)
※郵送の場合は、当日消印有効
- 環境影響評価方法書に関する説明会**
日時:平成29年3月20日(日) 13時30分～15時(開催予定)
場所:猪苗代町津賀川支館2階2号会議室A
- 問い合わせ先**
〒105-0003
東京都港区西新橋一丁目4番14号
日本風力開発株式会社 猪苗代支店、201号
電話番号:03-3519-7481

リンク:日本風力開発株式会社 ホームページ

● 関連情報

- 「(仮称)三喜崎風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧及び説明会開催のお知らせ

● 資料情報

- 猪苗代町農林水産部関係資料
- 環境影響評価法関係資料
- 猪苗代町教育委員会生涯学習課関係資料等について
- 広域連携(平成29年3月号 web版)
- 固定資産課税台帳等の公開及び縦覧のお知らせ

お問い合わせ:企画財団課企画課担当 電話0242-62-2112

(会津若松市のウェブサイト)



Aizuwakamatsu City
会津若松市

[Living Information](#) | [Sightseeing English](#) | [中文\(繁体字\)](#) | [中文\(简体字\)](#) | [한국어](#)
[文字サイズ](#) | [標準](#) | [大](#) | [特大](#) | [背景色](#) | [白](#) | [ふじがな](#) | [叫](#) | [よみかき](#) | [サイト内検索](#) | [検索](#)

[市民の方へ](#) | [事業者の方へ](#) | [観光の方へ](#) | [キーワードで探す](#)

[TOP](#) > [経産](#) > [環境生活課](#)
[TOP](#) > [分社](#) > [環境に関するお問い合わせ](#)
[TOP](#) > [属性](#) > [市民の方へ](#)

[Facebook](#) | [Twitter](#) | [Email](#)

「(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催について
2017年3月6日

都山市及び須賀川市において、日本風力開発株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧いたします。

また、事業及び方法書の内容についての説明会を以下のとおり開催いたします。

縦覧について

☐ **縦覧書類**

- ・ (仮称)三森峠風力発電事業 環境影響評価方法書

☐ **縦覧場所及び縦覧時間**

- ・ 会津若松市役所 環境生活課 (栄町5-17 栄町第二庁舎2階)
- ・ 会津若松市湊市民センター (湊町大字共和字西田面50)

※いずれも、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

☐ **電子縦覧**

- ・ こちらから電子縦覧が可能です。⇒ [日本風力開発株式会社ホームページ縦覧サイト](#)

☐ **縦覧期間**

- ・ 平成29年3月7日(火)から平成29年4月6日(木)

☐ **意見書の受付**

- ・ 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見をご記入の上、意見書箱に投函するか、締切日までに問い合わせ先に郵送ください(当日/消印有効)。
- ・ 意見書締切日 平成29年4月20日(木)
- ・ 意見書及び意見書箱は、縦覧場所に設置してあります。

説明会について

☐ **日時**

- ・ 平成29年3月24日(金) 午後6時から1時間30分程度

☐ **場所**

- ・ 湊公民館 会議室(湊町大字共和字西田面45)

縦覧及び説明会についてのお問い合わせ

〒105-0003
東京都港区西新橋一丁目4番14号
日本風力開発株式会社(担当:酒井、牧山)
電話番号:03-3519-7401

お問い合わせ

☐ 会津若松市役所 環境生活課
☐ 電話 02-42-39-1221
☐ FAX 02-42-39-1420
☐ [Eメール](#)

[戻る](#)

[お問い合わせ先](#) | [サイトポリシー](#) | [ウェブサイト作成基準](#) | [RSSについて](#) | [携帯サイト](#) |
© Aizuwakamatsu City, All rights reserved.

(日本風力開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト)



Energy for Tomorrow
日本風力開発株式会社
JAPAN WIND DEVELOPMENT Co.,LTD

[・サイトマップ](#)
[・English](#)

[企業情報](#)
[財務・IR情報](#)
[事業案内](#)
[国内外の風力発電所・拠点](#)
[風力発電について](#)
[よくあるご質問](#)

[日本風力開発株式会社HOME](#) > [事業案内](#) > [電子縦覧](#)

事業案内
Business guidance

- [ビジネスフィールド](#)
- [電子縦覧](#)

事業案内
Business guidance



写真ギャラリー



イオス エナジー マネジメント 株式会社
EOS ENERGY MANAGEMENT CO., LTD.



グリーンエネルギーポータルサイト
つくること・つかうこと・支らふこと
Green Energy Partnership



みんなでシェアして、低炭素社会へ。



電子縦覧

- [「\(仮称\)洋野風力発電事業に係る環境影響評価方法書」電子縦覧のお知らせ](#)
- [「\(仮称\)三森峠風力発電事業に係る環境影響評価方法書」電子縦覧のお知らせ](#)

[このページの先頭へ](#)

Copyright © Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

[よくあるご質問](#) | [サイト使用条件](#) | [個人情報保護](#) | [サイトマップ](#)

[別紙 3]

○ご意見記入用紙

「(仮称) 三森峠風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。